

県 営 林 の 立 木 公 売 入 札 心 得 書

- 1 入札参加者は、公売公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札保証金

見積もる金額（消費税相当額を含む額）の100分の5以上（円未満切上げ）を、入札参加申請書提出後に送付する手書き納付書により、入札当日までに金融機関で納付してください。

不落となった場合入札保証金は、後日指定口座へ還付しますので、入札保証金提出書（添付書類：納付書領収書の写し）を入札当日持参・提出してください。

この入札保証金に利息は付さないものとします。

- 5 契約書の提出

落札の日の翌日から起算して10日以内に契約書を作成し、記名押印のうえ提出してください。

- 6 代金の納付期限

落札決定後、県の定める期日までに一括で納付してください。

- 7 物件の引渡

代金の納付のあった日に引渡すものとします。

- 8 物件の搬出期限

物件の搬出期限は、契約締結の日から3年間とします（ただし、その理由が天災その他やむを得ない理由によるものと県が認めた場合は、この限りでない）。

- 9 入札の方法

- （1）一般競争入札（郵送による入札は認めない。）の方法により行います。
- （2）入札は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行います。
- （3）入札者は、その事由のいかんにかかわらず提出した入札書を書換え、又は撤回することはできません。
- （4）代理人が入札する場合は、委任状を入札担当者に提出し、入札書に委任者の住所及び氏名、その下に「代理人」の表示をして、その住所及び氏名を記入してください。
- （5）入札者は他人の代理を兼ね、また代理人は2人以上の者の代理を兼ねることはできません。
- （6）入札書（代理人による入札書も含む）は押印を省略できます。この場合、入札当日は本人確認を行うため、原則顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等）をご持参ください。押印を省略した場合、入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成してく

ださい。

- (7) 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

10 落札者の決定方法

県が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とします。ただし、同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

11 再度入札

開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行います。

12 無効入札

地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札、及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められたとき。
- (2) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札。
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき。又はこれが不足しているとき。
- (5) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札（文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等）。
- (6) 入札書の記載金額を訂正した入札。
- (7) 入札者の記名のない入札。
- (8) 指定した方法以外の方法による入札。
- (9) 入札書の押印を省略した場合に、入札者又はその代理人の本人確認が行えないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反している入札。

13 その他

- (1) 「地方自治法施行令」及び高知県契約規則の定めるところにより公売を実施します。
- (2) 入札担当者が入札を開始する旨の告知をするときまでに入札会場に到着していない者に対しては、入札を拒否する場合がありますので、入札時刻に遅れないように注意してください。